



三周年を迎えて

北海道行政書士会副会長



本会も設立をして茲に三周年を迎えたのである。会員諸士の理解と絶大な御支援を戴き、日と共に発展の途を辿り將に軌道に乗りつつあることは皆様と共によるこびに絶えないところであります。

省みれば、従来内務省令に基き、北海道庁令に定められた代書人取締規則により所轄警察署長がこの許可権を有し、自由業と雖も受託事件簿の監検を受ける等、嚴重な警察官の取締りを受けていたのであるが、終戦後機構の改革となりその名称も行政書士として関係事務の分掌を道地方課に属することとなり、道に於いては之を支庁にその事務取扱を委嘱した。そして昭和二十六年二月二十二日行政書士法の一部改正と共に報酬額も多少増額されたが、その額は他の物価に比して問題とはならなかつた。併し、当時は組織的強力な会も

佐藤幸之助

なく、若しあつたとしても単なるブロツクの申合せ会であつて、道に対し報酬額の増強運動等も出来ない儘泣寝入りの状態であつた。併し吾々としてもいつまでも此の儘の状態で沈黙を守ることとは出来ないで、全道的に同業者に何等かの方法により協力を求めて、報酬額の増強運動を展開すべく計画中、昭和三十五年五月二十日法律第八十六号を以つて行政書士法の一部が改正されて従来自由業とされていた行政書士も法第十五条に会の設立を強制され、同第十九条に書士会に入会している会員でないものは業として書士業務を行うことが出来ない、強硬に制的されたのである。そこで吾々同士相寄り、早速会則を草案し、道並に各支庁の絶大な御指導と御協力の下に昭和三十五年九月遂に北海道行政書士会を設立したのである。

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
TEL 3881
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話 7151~3番

が自分達の会を愛する気持になつて、みんなが会長の気構えて会の運営に協力してほしいと念願している

第十号 もくじ

- 三周年を迎えて 1
- 第三回定期総会を願ひて 2
- 日行連総会に臨んで 3
- 良書紹介 4
- 事務局より 4
- 支部会員数 4

報告事項

- 第三回常任理事会 5

支部だより

- 札幌支部研修会 6
- 旭川支部 6
- 網走支部 6
- 日誌 6
- 会員の異動 7

お知らせ

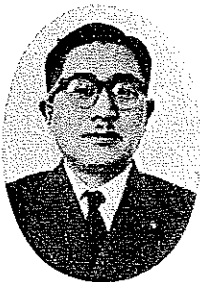
- 三十八年行政書士試験 8

そして、報酬増強を主眼として特別委員会を結成し、知事に対し強力な運動を以つてこの増額改訂を要請した結果、昭和三十七年三月二日遂に初期の目的を達し、他府県に類を見ざる報酬増額改訂の認可を受けたのである。

残るは会員の職域擁護である。此の問題については各地方とも同様であるが、自治省より時代の要求に副つて民衆サービスに対する指令を受けた各官公署其他の団体に於いて、そのサービスの度を越し、法を侵犯する行過ぎのサービスが末端窓口に乱用されるに至り引いては官公職員が非行政書士行為を敢行するものさ

第三回定期総会を顧みて

とき 昭和三十八年七月六日午前十時より
ところ 福島県磐梯熱海温泉金蘭荘



北海道行政書士会理事

森 口 松 太 郎

理事会の決定により本部役員渡辺、藤山両氏と、代議員として小樽の細井氏と私が総会に出席することになった。一行四名は同月四日出発し、波も静かな津軽海峡を渡り、急行みちのく号の客となつて一路南下する。右に南部富士、左に松島海岸等部分、部分の景勝は道内の風景と趣を異にする。東北本線郡山駅より磐越西線に乗り入れて、磐梯朝日国立公園入口にあたる山懐に抱かれた磐梯熱海温泉に到着する。入浴し旅の汗を流し、各地より参加した各会員と交歓する。地方の

昭和三十七年度会務報告承認の件
昭和三十七年度会計報告承認の件

将来を建設せんとする意欲に燃える同志であれば、至つて和やいだ寡陋気が深よう。
定時よりやや遅れて秋田佐々木会長の司会で第三回定期総会は開会された。議長選出は司会者一任に決し、福島、伊藤会長が就任した。橋本会長挨拶、県知事代理の祝辞があつたが、法の改正に焦点が絞られた様で、特に印象に残るものはない。
議事は型の如く

昭和三十八年度事業計画案
昭和三十八年度予算案
各議案共原案通り可決した。
法改正運動中間報告及法改正運動資金繰出金中間報告があつた。
岩手県会提出 業務内容の明確化を成文し法改正を望む等外提出議案もあつたが掃する処業務確立非行政書士の排除等に要約され採決には至らなかつた。いづれ総会報告書が配布されるものと思料するので内容を省略し、大会の動きを私なりに摘録すると、
一、連合会本部は弱体である。其の責任は会員全員にもあるであらうし、本部役員全員にもある事であるが、兎角会長の単独行為の如き真が強かつた。執行部として確立した事務分掌がなされてきたのだらうか？会長が矢表に立つての答弁は苦しい様子であつた。御苦勞でもお任せ出来る執行部であつて欲しい。
一、会員相互の責任と協力。山口、大分会等は三十七年度会費未納であり、関東ブロックは形はあるが発足してないと言ふ。又総会で選出した会長を任期間の総会で不信任案の動議が飛び出す等、波乱があつた事は遺憾に思ふ。お互が責任を自覚し、会の目的のために精進しなければならぬ時ではなからうか。
吾が道会の誇り、苦節三年、一日、一日と会長を中心とし全会員の団結を以つて事業を積み重ね、希望に邁進する尊き姿と、その業績は他府県に誇り得るものがあつた。
午後五時閉会となり、緊張した顔を窓外に運べは、霧雨に濡れた青葉も半の音を聞いていた。



日行連合会定時総会に臨んで

北海道行政書士会小樽支部長

細 井 伊 三 郎



日本行政書士会連合会の第三回定時総会が七月六日と七日に福島県岩代熱海温泉で開催され、北海道からは、渡辺会長、藤山副会長に森口札幌支部長と私の四人が出席した。

盛大であつた此の総会の雰囲気気に接して来たので、復命のつもりで左記に其の状況を記述し一般の参考に資することとした。
固より全口から参集した大勢の会合で、私に在つては未知の人ばかり、次ぎ次ぎと重要な意見の発表があつたが、人名の記録が取れなかつたこと、殊に数的発表の聞きもし等あつて、拙文にて其の意を尽せないが然るべく御判読をお願いしたい。

日本行政書士会連合会の存立は法（行政書士法）の定むる処であつて、諸氏も御承知の通り、其の傘下に八支部（関東、中部、近畿、中国、九州、四国、東北北海道）あり、各支部内の府県には夫々の単一行政書士会があり、更に其の都道府県下の主要地には都道府県行政書士会の支部があるのである。（北海道は連合会から見た場合は北海道支部であり又北海道行政書士会である）

北は北海道から南は九州鹿児島までの行政書士会幹部が一堂に会して案件を議し、会の運営、業務の進展

に意見の発表を行うのであるから、なかなかの大事業、開催地福島県を初め、主催者側の心労は大変であつたらうと先づ感謝と敬意を表した。
吾々北海道組は前日の夕方、岩代熱海温泉に着いたが、宿割がなされていいたため、其の夜は拾い宿をして一夜を過し、翌六日定刻九時に会場へ着いた。

此処で一言、岩代熱海温泉という所を紹介しておくが、東北本線、郡山駅より磐越西線にて駅数三つ目、約二〇分、背後に直立した山（安達太良連峰）があり、新緑に包まれて市街を圧して居る感じ、山裾を流れる五百川の清流も湯煙に覆われて緩かに、夜ともなれば其のせせらぎが河鹿の声に和して温泉情景最上。

この地一帯は福島県が誇る自然公園（磐梯朝日国立公園）であつて、磐梯高原、吾妻スカイライン、安達太良連峰を中心として出来た二十有余の温泉があり、熱海温泉は観光コースの入口として、又駅より近い所として、近郷郡山、福島方面は勿論、東京都民の行楽及び此の地方旅行者の多くを常に寄せていると言ふ。会場は温泉旅館金蘭荘の大広間、二百人を収容すると言ふ舞台付宴会場造り、正面天井幅一杯には墨根も鮮やかに「定時総会々場」の明示紙が掛けられてあり、舞台上が議長席向つて左が来賓席、右が理事者席

一般出席者は前方（座りテーブル二人一席の幅四脚）四筋に配列。
入口玄関には、早朝より橋本会長他副会長理事の方々が出席者に応待、吾々も案内されて会場中程に席を取つた。

石井副会長から開会を宣せられたのが午前十時過ぎ、三十六都道府県行政書士会の内、出席したのは現在の処三十会、六十五名と発表、式順に従つて議長選出、開催地である伊藤福島県会長が拍手の下に選ばれ、来賓祝辞、一、福島県知事（総務部長が代理）二、日本司法書士会連合会会長代理とし、岡山県会長山下綱一議事録署名員に北海道及び鹿児島県会長が被任命及び記録員に本部理事二名が任命されて議事に入つたが、劈頭近畿支部から緊急動議が出され、一瞬緊張した空気が流れた。内容は連合会会長不信任と言ふのであつて、議事最後に賛否無記名投票に依つて否決されたが、要はこれを主張する者も否とする者も会の発展を祈念するための強い意志の表われであり、全会員が如何に法改正問題、職域擁護問題について真剣になつて居るかが推察された。一

議事内容は
一、会務報告 昭和三十七年度中連合会で行つた行事の報告であつて、円満なる会の運営のために、役員は東奔西走活動せられた事がわかり、法改正問題については、特別に委員会を設け東京会長の清丸氏が委員長となつて屢々会合を開き、関係方面と交渉或は陳情し、今次国会へ提案の運びとなつた由。
二、決算報告承認の件 昭和三十七年度決算の承認案であつて、埼玉県会長が監査員であるところから同氏の監査報告があり、三、質疑応答があつた後承認となる。
1、歳入 百五十万三千四百八十四円
2、歳出 百十五万五千六百九十九円

- 3、差引残 三十五万二千三百十五円
次年度へ繰越
- 一、昭和三十八年度事業計画案
- 1、法改正
- 2、業務侵害対策（有資格者の強制入会勧誘）
- 3、各会指導

一、昭和三十八年度取支予算案
1、歳入 二百三十万六千六百七十円
2、歳出 二百三十万六千六百七十円
本案に対し、条件付承認（流用は理事会又は支部長会の承認の事）

一、その他
し、岩手県会提案事項、官公署の行き過ぎた窓口サービス抑制方と行政書士業務指針の発行方を要望これに対し検討の上努力する旨回答。
2、佐賀県会提案事項、会費の減額と職域擁護について、本案に対して検討又は関係方面へ協議する旨回答。

3、次回の総会開催地決定の件、法改正問題もある故をもつて、関東支部に決定。
最後に緊急動議である会長不信任の件について穏やかに取り下げては、との意見もあつたが提案者側から二、三度「取り下げは致しません」の声あり、賛否無記名投票に入り、賛成十四票、反対四十七票の差を以つて否決された。

以上は会議の状況であるが、本総会に出席して、私の深く感じたことは
一、今まで老人の職域だとか、斜陽業務だとか言われていた行政書士業務が将に旧殻から脱皮しつつあり、完成への途は険しいが、要は吾々の努力如何にかかっていること。

報告事項

第三回常任理事会

とき 六月二十三日 午後七時
ところ 会事務所
出席者 渡辺会長 外七名

一、日行連第三回定時総会出席者の選出について
日行連総会は会則変更により本年より代議員制による総会となり、会員数一〇〇名に対し、一名の割による代議員数となつており本会から五名の代議員を必要とし、当然総会において選出すべきであるが今年には本会の総会時にこのことを知らなかつたので常任理事会で選出することとした。
横路理事、成沢理事、森平理事、森口札幌支部長細井小樽支部長の五名を代議員として選出。
他に日行連總會構成員である渡辺会長と、日行連常任理事である藤山副会長が出席者と決定した。

二、非行政書士について
第二回常任理事会で審議の結果非行政書士行為の具体的事例について投稿者に照会中のところ詳細回答を得たのでこれに基づき検討した上左の通り決定した。

- 1、行政指導の立場にある道の意見を聞き
- 2、諒解を得た上で法第十九条違反として告発する
- 3、右事例により全道市町村、農業委員会宛会長名で警告要望書を発送する。
- 三、会簿付簿冊の保存年数について
原案どおり決定した。
- 四、会費滞納者について
一、二〇ヶ月以上滞納会員六名

一、大勢衆参両院議員からの祝電披露には深い感銘を受けたこと。
一、連合会は、全国的に組織を持つ大きな団体であるから、統制ある仕事をするには一にも二にも連絡協調が必要であること。
一、それについても、予算が余りに僅少ではないか、専任の職員を置くとか、会務のため自己の職務を差し置いて東奔西走活躍せられる連合会役員に報酬の途が講ぜられないものか。
一、官公庁傍系団体に於いて無資格者が、行政書士業務を行つて居る事実は、各所で見受けられ、今次総会に岩手県及び、佐賀県からの提案も、その証左と言えよう。職域擁護は、吾々の重大問題であるに鑑み、全国の会員は等しく、本部の実効ある活動に期待して居る。

支部別会員数

38年7月末現在

支部名	入会	退会	計
札幌小空旭留宗網室日帯釧根	200013000100000	0002100100000	109393266649752301131125
幌館樽知川萌谷走蘭高広路室	000000000000000	000000000000000	000000000000000
計	7	5	147

良書紹介

交通小六法 定価六五〇円（二七〇）
警察庁交通局編 東京都世田谷区代田二丁目
大成出版社発行

事務局より

- ◇入会届、会費の延納減免申請等の提出は規定どおり所属支部長を経由して下さい。
- ◇会員名簿の各欄に異動がありましたら至急ご連絡下さい。
- ◇法律で定められた表札を掲げましょう。本部では実費三〇〇円で取扱つて居ります。

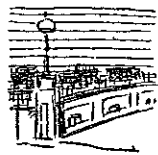
帳簿目録案

記号	名	冊数	保存年数	記号	名	冊数	保存年数
総1	入会届綴	一	永久	企17	受付文書(企画)綴	一	五年
2	除会綴	一	永久	経18	受付文書(経理)綴	一	五年
3	会員証交付簿綴	一	永久	総19	連合会関係文書綴	一	五年
4	会員証再交付願綴	一	五年	20	単一会関係文書綴	一	五年
5	役員名簿綴	一	五年	21	役員報告書綴	一	五年
6	役員名簿綴	一	永久	企22	議案並議事録綴	一	永久
7	事業所移転届綴	一	五年	23	職域擁護関係書類綴	一	永久
8	補助者使用届綴	一	十年	24	参考資料綴	一	十年
9	退会届綴	一	十年	経25	会費減免申請書類綴	一	十年
10	退会通知書綴	一	十年	26	会費催告書類綴	一	十年
11	会員移動通知書綴	一	十年	27	監査書類綴	一	十年
12	復命書類綴	一	十年	28	会費徴集簿綴	一	十年
13	文書発送簿綴	一	五年	29	現金出納簿綴	一	十年
14	発送文書綴	一	五年	30	任訳帳綴	一	十年
15	文書受付簿綴	一	五年	31	行政書士登録名簿	一	永久
16	受付文書(総務)綴	一	五年				

数回に亘る督促に対し回答のない右六名に対しては内容証明書により二週間の期日をもつて納入ないときは退会処分をする催告状を発送すること。
2、一二ヶ月以上滞納会員一八名
右については督促状を発送すること。

◎会則第五八条二項により六ヶ月以上納入しないときは、退会したものとみなす。規定があり督促、催告等を要しないのであるが、諸般の状況から理事会が暫定措置を用いて会員の発展を期待しているので

から会則を遵守する様御協力を願います。

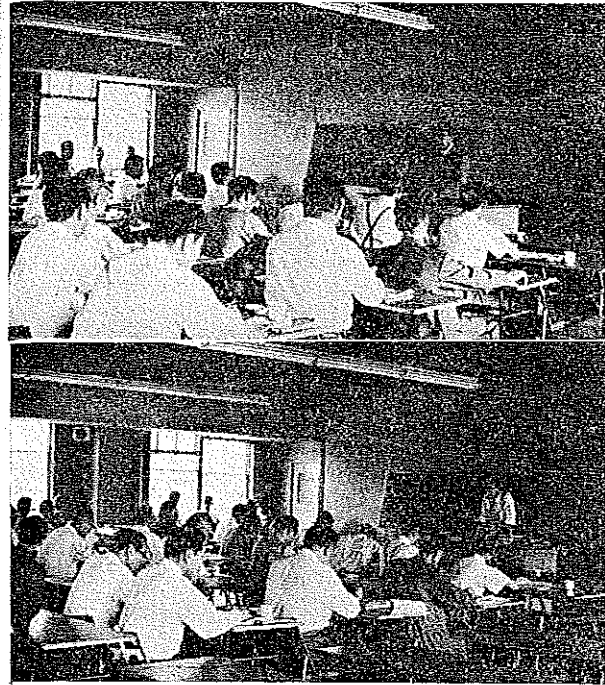


支部だより

札幌支部

農地法に関する研修会

と き 昭和三十八年七月二十七日
 ところ 札幌市北三西七道立社会福祉館
 出席者四十二名 山田副支部長司会により森口支部
 長挨拶し引続き、石狩支庁佐藤主事より
 一、農地関係法令について
 1、農地の定義
 2、農地又は採草放牧地の権利移動の許可単なる転
 用(権利移動の伴わぬもの)



3、農地貸借等について
 4、同使用貸借等について
 5、国有農地の貸付
 イ、農耕を目的とするもの
 ロ、転用を目的とするもの
 以上に関連のもつ石狩支庁管内における農地の現況
 判定基準等についての実地
 札幌農業委員会毎原主事より
 一、札幌農業委員会の機構について
 札幌農業委員会三沢主事より
 一、農地法に基づく諸手続
 1、農地法第三条同五条同二十条同四十六
 同八十条についての説明
 2、右に対する申請手続全般
 各講師の方々は豊富な実務体験と深い学理探求の結
 果になる理論と実益を兼ね備った
 法理を言葉巧みに且つ平易な解説を
 なされた。
 其の後質疑事項に対し解答あり
 受講者に感銘を与へ盛會裡に閉会
 した。

旭川支部

◆ 旭川支部
 昨年の総会出席者十一名に過
 ぎなかつたが、本年は更に多くの
 協力を得べく努力し総会は九月
 か十月の見込(六、五中林支部長
 より)

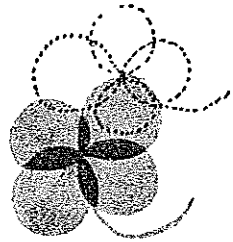
網走支部

◆ 網走支部
 早急に総会を開催すべく打合せ
 している。先づ正副支部長を選任
 して支部運営の健全化を期してい
 る。(六、一二藤沢副支部長より)

会員異動

入会者

置について打診し官公庁のサービス行過ぎ
 についての取締りを要望
 4日 連合会総会出席者会長以下四名出席
 藤山副会長、細井支部長長宅
 9日 森口支部長長宅
 10日 第三回定時総会議事録を全会員に会報第八
 号を各会員各単一、関係各官公署宛発送
 渡辺会長長宅
 13日 明催告書発送
 16日 大橋与三(佐呂間町)前寺忠三郎(尼寄町)
 の両氏へ入会手続について返書
 19日 橋本会長と共に自治庁へ参上し、法改正は
 願調に進んでいることを確認した旨佐野中
 部支部長よりの報告書受理
 23日 支部研修会助成金について井上経理部長来
 訪し会長と合議成る
 26日 未入会登録者名簿調成
 29日 会員の権益保持について森町小浜氏よりの
 要望書受理
 31日 会員異動通知(入会1、退会2)



退会者

支部名	氏名	住 所	登録番号	会員番号	退会月日	備 考
空 知	斎藤勝蔵	三笠市唐松三〇六番地	第二六年 第一八号	一六八	38.6.7	死亡
旭 川	成田良穂	美瑛市我路町一条通り	第三八年 第三号	五〇四	7.6.17	岩内町へ 転住のため
宗 谷	渡辺嘉蔵	旭川市春光町六区二六二番地	第二九年 第二九号	二〇八	7.7.12	病氣
帯 広	野村左一郎	宗谷郡猿払村字鬼志別	第三二年 第四号	六九	7.7.31	病氣
		中川郡幕別町字止若三六二	第二六年 第一号	三〇六	7.6.8	病氣のため

支部名	氏名	事 務 所	登録番号	会員番号	入会月日	備 考
札 幌	熊岡忠左エ門	江別市緑町東四丁目一番地	第三八年 第七号	五二二	38.6.12	
〃	島倉一士	札幌市南一条西十丁目二尾崎ビル内	第三七年 第一〇号	五一四	7.7.15	
空 知	三浦源一郎	滝川市大町二二三番地	第三八年 第一〇号	五一一	7.6.7	
旭 川	大島鍋太郎	旭川市春光町六区二二八の二	第三八年 第五号	五〇八	7.6.5	
〃	渡辺駒蔵	旭川市春光町六区	第三七年 第五二号	五〇九	7.6.5	
〃	富田修	上川郡東川町西四号北一番地	第二六年 第二号	五一〇	7.6.5	
網 走	大崎正雄	網走郡東藻琴村二二一番地	第三八年 第五号	五一三	7.6.17	

日誌

6月1日 法改正請願運動の現況について連合会々々長より今国会は重要法案山積の状態で見通しは暗い旨の返書受理
 支部総会経過報告を再度照会
 各支庁へ行政書士登録名簿の送付方お願いする。
 10日 函館支部〇村の非行政書士の住所氏名職名年令等の調査報告書受理
 法改正請願の現況について衆参議員へ照会状発送
 12日 鶴川町、歌登町の会員より官庁サービス拡大に対する善処方要望あり
 20日 西田、横路先生より法改正請願は衆参地方行政委員会に付託された旨回答をいただく
 連合会第三回定時総会の通知受理
 23日 第三回常任理事会を午後七時より会事務所に於て開催
 渡辺会長以下七名出席
 1、日行連総会出席者選定について
 2、非行政書士の処置について
 3、会簿付簿冊の保存年数について
 4、その他
 24日 横路理事、赤松僊二氏宅を慰問し吊慰金千円贈呈
 27日 連合会総会出席者並に代議員五氏の氏名報告
 連合会会費第二期分送金
 30日 会員異動通知(入会6、退会3)
 7月2日 渡辺会長、藤山副会長本日道庁野田地方課長を訪問し函館支部〇村農委職員M氏の処

お知らせ 昭和38年行政書士試験の実施

○北海道告示第1804号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の規定により、昭和38年行政書士試験を次のとおり施行する。

昭和38年8月8日

北海道知事 町村金五

1. 試験実施期日
昭和38年10月30日
2. 試験の場所
札幌試験場 札幌市北2条西7丁目 道立自治講習所
函館試験場 函館市五稜郭町29番地 渡島支庁
旭川試験場 旭川市6条通10丁目 上川支庁
釧路試験場 釧路市浦見町2丁目 釧路支庁
3. 受験願書の受付期間
昭和38年9月1日から、昭和38年9月30日まで
なお、郵送の場合は、当日の消印のあるものに限り受け付ける。
4. 受験願書及び受験資格認定申請書の提出先
(1) 受験願書は、札幌市北3条西6丁目北海道総務部地方課に提出すること。
(2) 受験資格認定を必要とする者は、認定申請書をもよりの支庁総務課に提出すること。
5. 受験資格
(1) 次の各号の1に該当する者
ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
イ 国又は地方公共団体の公務員として、行政事務を担当した期間が通算して3年以上になる者
(2) 次の各号の1に該当する者で、あらかじめ、知事から受験資格の認定を受けた者
ア 行政書士の補助者として、その職に通算して3年以上従事した者
イ 公団、各種協同組合等の職員として、行政事務に準ずる職に通算して3年以上従事した者
ウ 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者
6. 試験科目
(1) 筆記試験
憲法、法学通論、戸籍法、行政書士関係法令、一般常識、作文
(2) 口頭試問
7. 受験資格認定申請手続及び受験願書提出手続
(1) 「5受験資格の(2)」に該当する者で、知事の認定を受けようとするものは、別記第1号様式による受験資格認定申請書に次の書類を添付して、知事に提出すること。
ア 履歴書
イ 学業証明書(最終学校の卒業証明書等)
ウ 「5受験資格の(2)」に該当する者であることを証

明する書類

(2) 受験をしようとする者は、別記第2号様式による行政書士試験受験願書に、次の書類及び受験手数料を添えて知事に提出すること。

ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類(市町村長その他官公署の長、学校長等の在職証明書、卒業証明書、受験資格認定証等)

ウ 写真(出願前1年以内に写した上半身手札型のもの)

なお、写真は、上下左右それぞれ3センチメートルの余白をもつ台紙にはり、台紙の下欄余白に住所、氏名及び撮影年月日を記入すること。

エ 受験手数料500円(北海道収入証紙を願書にちよう付すること。)

8. その他

(1) 受験資格の認定は、受験願書提出前に行なわなければならないので、すみやかに申請書を提出し認定書の交付を受けるようにすること。

(2) 受験についての問合せは、北海道総務部地方課又はもよりの支庁総務課あてに行なうこと。

(3) 受験願書及び受験案内は、北海道総務部地方課又は支庁総務課において交付を受けること。

別記第1号様式

受験資格認定申請書	
年 月 日	
北海道知事 町村金五 殿	
申請者 本 籍	
住 所	
(よりがな) 氏 名	◎
年 月 日生	
行政書士法第3条第3号に該当する者として認可されたく、行政書士法施行細則第1条の規定により、履歴書及び関係書類を添えて、申請します。	

別記第2号様式

行政書士試験受験願書	
年 月 日	
北海道知事 殿	
本 籍	
住 所	
(よりがな) 氏 名	◎
年 月 日生	
行政書士試験を受けたいので、別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えて、お願いします。	

丁目
士会
31
224

印刷所
2丁目
~3番

会第
十一
報号
もく
じ